

保存版

保護者のみなさまへ

堺市立浜寺石津小学校
校長 廣瀬 努

非常変災時の登下校について（改訂版）

熱中症特別警戒情報および、5月29日より運用開始される新たな防災気象情報をふまえ、**非常変災発生時における登下校の措置が変更になりますのでお知らせします。**つきましては、**以下の内容にそって対応しますので、ご理解の程、よろしくお願いいたします。**

【レベル5 特別警報が発令されている場合】

★最大限の警戒を行い、ただちに命を守る行動をとってください。

1 登校前

- 午前7時現在、堺市にレベル5 特別警報が発表されている場合は、臨時休業とします。

2 始業後

- 原則として、ただちに授業を中止し、学校で子どもを保護します。

【暴風警報が発表されている場合】

1 登校前

- 午前7時現在、堺市に暴風警報が発表されている場合は、臨時休業とします。

2 始業後

- 原則として、ただちに授業を中止し、学校で子どもを保護します。気象状況に応じて、下校する際に保護者等の迎えが必要な場合は、保護者等の迎えがあるまで学校で子どもを保護します。

【レベル3 大雨警報・レベル4 大雨危険警報が発表されている場合】

1 登校前

- 午前7時現在、堺市にレベル3 大雨警報が発表され、かつ、JR 阪和線、南海高野線及び南海本線の3線が全て運休している（一部運休は除く）場合は、臨時休業とします。
- 午前7時現在、レベル4 大雨危険警報が発表された場合は、臨時休業とします。
- 線状降水帯の発生が予想され、子どもたちに危険が及ぶ雨量と判断される場合については、上記の条件を満たしていなくても、臨時休業とすることがあります。その場合は、事前に学校よりお知らせいたします。

2 始業後

- 気象状況に応じて終業時刻を繰り上げ、帰宅させる場合があります。保護者等の帰宅が困難な場合は、保護者等の迎えがあるまで学校で子どもを保護します。

- 上記の警報が午前7時までに解除された場合でも、道路の冠水、河川の増水、橋梁の決壊、崖崩れなどで、登校が危険な場合があります。安全を確認したうえで、登校してください。
- 局地的な大雨など、危険が感じられるときは、決して無理に登校しないでください。

【熱中症特別警戒情報が発表されている場合】

- 前日の午後2時に発表される、翌日を対象とした熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が大阪府に発表された場合は、臨時休業とします。その場合は、前日の午後2時以降に学校よりお知らせいたします。（通知日以前の発表事例はなし）

＜熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）とは＞

翌日の気象条件等の予想に基づき、「健康に重大な被害が生じるおそれがある」ことが予想される場合、14時に都道府県単位で翌日の熱中症特別警戒情報が発表されます。

例：8月27日午後2時に環境省から発表 ⇒ 8月28日は臨時休業

【雷が鳴っている場合】

1. 登校前

- 雷が収まるまで自宅に待機してください。一般的には、最後の雷鳴から30分以上が経過すれば、雷雲は去ったと判断できます。

2. 始業後

- 屋外での活動を中止し、雷が収まり、30分以上が経過するまでこどもを屋外に出さないようにします。
- 下校時に雷がなっている場合は、下校時間を遅らせるなどの措置をとります。

【大地震発生の場合】

1. 登校前

- 堺市域（一部でも）に震度5弱以上の地震が発生した場合は、臨時休業とします。
- 震度4以下の地震であっても、危険が感じられるときは、決して無理に、登校しないでください。
- 状況によっては、「始業時間の変更」、「臨時休業」の措置をとることがあります。

2. 始業後

- こどもの安全を確保し、引き渡しが可能と判断できる場合は、速やかに保護者等に引き渡します。保護者等への引き渡しが困難な場合は、保護者等の迎えがあるまで、学校でこどもを保護します。

【津波警報・大津波警報が発表されている場合】

- 各家庭で津波が発生したときにとるべき行動や、避難場所等をあらかじめ話し合っておいてください。

1 登校前

- 津波避難対象地域
 - ・ 津波警報、大津波警報⇒市から避難指示が出ますので、直ちに避難を開始してください。
- 津波注意地域
 - ・ 津波警報 ⇒情報収集に努めてください。大津波警報に更新され、想定を上回る津波が発生する可能性も考えられるため、注意してください。
 - ・ 大津波警報⇒想定を上回る津波が発生した場合、市から避難指示が出ますので、直ちに避難を開始してください。

2 始業後

- 津波避難対象地域・津波注意地域の学校は、ただちに授業を打ち切り、こどもの安全を確保し、避難目標に向かって避難誘導（水平避難）します。本校の避難目標は、賢明学院小学校運動場です。
- 引き渡しが可能と判断できる場合は、速やかに保護者等に引き渡すようにします。保護者等への引き渡しが困難な場合は、保護者等の迎えがあるまで避難所（学校）でこどもを保護します。

臨時休業になった場合は、「堺市のホームページ」「学校ホームページ」等でお知らせします。